

広尾町長選挙・広尾町議会議員選挙

選挙運動費用の公費負担制度の手引き

令和6年3月

広尾町選挙管理委員会

1 公費負担（選挙公営）制度の概要

公費負担（選挙公営）制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、定められた範囲で地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

令和2年6月の公職選挙法の改正により、町村の選挙において「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ビラの作成」「選挙運動用ポスターの作成」に係る費用の一部が新たに公費負担の対象とされ、本町においても「広尾町議会議員及び広尾町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定しました。

2 公費負担の対象となる候補者

公費負担の対象となる候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、公費負担の対象とならず、全て自己負担となります。

< 供託物没収点 >

選挙の種類	供託物没収点	(参考) 供託金額
町長選挙	有効投票の総数 $\times \frac{1}{10}$	50 万円
町議会議員選挙	(有効投票の総数 $\div 13$ 注1) $\times \frac{1}{10}$	15 万円

注1) 議員定数。

3 公費負担の種類と限度額

以下の種類について、条例で定める限度額の範囲内で、広尾町が各契約業者等に直接費用を支払います。候補者は、事前に業者等と有償契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出る必要があります。

(1) 選挙運動用自動車の使用

候補者は、①ハイヤー方式（一般運送契約）と②個別契約方式（自動車借上げ、燃料供給、運転手雇用）のいずれかの方式を選択します。同日に両方の契約を締結した場合は、どちらか一方の契約のみが公費負担の対象となります。

<選挙運動用自動車の公費負担限度額>

方式		公費負担の対象	公費負担の限度額
①ハイヤー方式(一般運送契約)		選挙運動用自動車として使用した 各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日上限 64,500 円×5 日 =322,500 円
②個別契約方式	自動車の 借上げ契約	選挙運動用自動車として使用した 各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	1日上限 16,100 円×5 日 =80,500 円
	燃料の 供給契約	選挙運動用自動車に供給した 燃料の代金	7,700 円×5 日 =38,500 円
	運転手の 雇用契約	選挙運動用自動車の運転に 従事した各日の報酬の合計額 (1日1人に限る)	1日上限 12,500 円×5 日 =62,500 円

※ 公費負担の対象となる期間は、告示日から選挙期日の前日（＝選挙運動のできる期間）が公費負担の対象期間となります（町村選挙の場合は5日間）。

なお、無投票当選となった場合は、告示日のみが公費負担の対象期間となります。

（２）選挙運動用ビラの作成

<選挙運動用ビラの公費負担限度額>

公費負担の対象	選挙の種類	公費負担の限度額
選挙運動用ビラの 作成代金	町長選挙	作成単価上限 7.73 円×作成枚数上限 5,000 枚 =38,650 円
	町議会議員選挙	作成単価上限 7.73 円×作成枚数上限 1,600 枚 =12,368 円

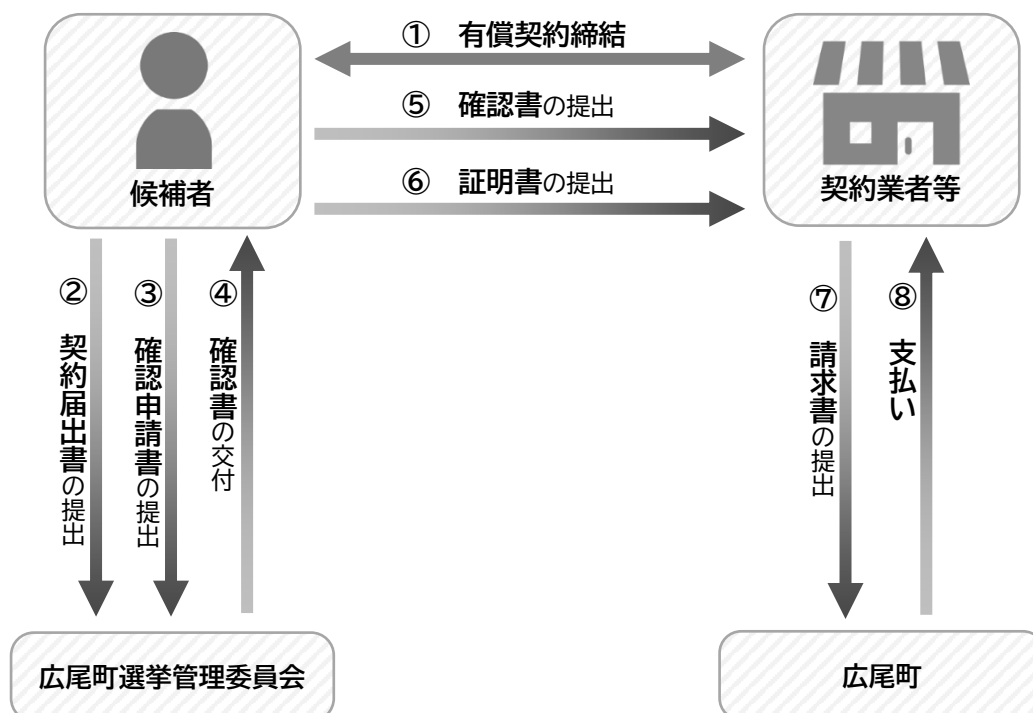
（３）選挙運動用ポスターの作成

<選挙運動用ポスターの公費負担限度額>

公費負担の対象	選挙の種類	公費負担の限度額
選挙運動用ポスターの 作成代金	町長選挙	作成単価上限 2,000 円×作成枚数上限 63 枚 ^{注2} =126,000 円
	町議会議員選挙	

注2) ポスター掲示場の数（42箇所）に1.5を乗じた数。

4 公費負担の手続きの流れ



(1) 契約締結・契約届出 <①・②>

公費負担の適用を受けようとする候補者は、事前に業者等と有償契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出る必要があります。

(2) 確認申請 <③・④・⑤>

次の契約については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

- ・選挙運動用自動車の燃料の供給（金額の制限範囲内であることの確認）
- ・選挙運動用ビラの作成（作成限度枚数の確認）
- ・選挙運動用ポスターの作成（作成限度枚数の確認）

(3) 証明書の提出 <⑥>

①の契約届出をした候補者は、その履行実績をもとに、実績契約業者等ごとに「使用証明書」または「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付しなければなりません。この証明書は、契約業者等が広尾町に請求する際に、請求書に添付する必要があります。

(4) 請求・支払い <⑦・⑧>

契約業者等からの請求に基づき、広尾町が契約業者等に費用を直接支払います。

- ・請求期限 令和6年5月24日（金）
- ・請求書提出先 広尾町選挙管理委員会（〒089-2692 広尾町西4条7丁目1番地）

< 手続きの流れと提出書類 >

フ ロ ー チ ャ ー ト No	時 期	内 容	提出書類	選挙運動用自動車				選挙運動用ビラ	選挙運動用ポスター	備 考
				ハイヤー方式	個別契約方式					
					自動車	燃料	運転手			
①	あらかじめ	有償契約の締結 (候補者⇔契約業者等)		○	○	○	○	○	○	契約書ひな形あり
②	告示日	契約の届出 (候補者→町選管)	別記第 1 号様式 (その 1～その 3)	○	○	○	○	○	○	告示日より後に締結する場合は締結後ただちに届け出ること。
③	^{注 3} 請求前	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	別記第 2 号様式 (その 1～その 3)			○		○	○	
④	請求前	確認書の交付 (町選管→候補者)	別記第 3 号様式 (その 1～その 3)			○		○	○	
⑤	請求前	確認書の提出 (候補者→契約業者等)	④の確認書			○		○	○	
⑥	履行後 (請求前)	証明書の提出 (候補者→契約業者等)	別記第 4 号様式 (その 1～その 3)	○	○	○	○			
			別記第 5 号様式 (その 1～その 2)					○	○	
			給油伝票の写し ^{注 4}			○				
⑦	選挙 期日後	請求書・請求内訳書の提出 (契約業者等→町)	別記第 6 号様式 (その 1～その 3)	○	○	○	○	○	○	請求内訳書を添付すること。
			⑤の確認書			○		○	○	
			⑥の証明書	○	○	○	○	○	○	
			⑥の給油伝票の写し			○				
⑧	選挙 期日後	支払い (町→契約業者等)	—	○	○	○	○	○	○	

注 3) 事務の簡素化のため、可能な限りまとめて確認申請してください。

注 4) 供給日、自動車登録番号（4 桁以下）、燃料供給量及び燃料供給金額が記載されたもの。

5 Q&A

(1) 共通事項

Q 1 公費負担を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 1 公費負担を利用する場合、必ず契約相手方（業者等）と有償契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届け出る必要があります。

契約書は任意様式としますが、契約書のひな形がありますので参考としてください。

なお、候補者の申込意思と業者の承諾意思が書面上明らかにされていれば、「借受書」「承諾書」などの名称でも差し支えありません。

Q 2 公費負担の上限額で契約締結することは可能ですか。

A 2 契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。費用は公費負担となりますので、契約内容と金額の妥当性を説明できるよう、適正な内容で事業者等と契約締結してください。

Q 3 必要な書類や保管をしておく書類は、どのようなものがありますか。

A 3 納品書や明細を記載した見積書は、保管しておくことが望ましいです。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票の写しの添付が義務づけられているため、必ず保管してください。

Q 4 公費負担に関する届出書類に誤りが判明した場合は、どうしたらよいですか。

A 4 届出書類に誤りや変更がある場合は、直ちにその旨を町選挙管理委員会に届け出てください。

Q 5 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 5 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。

Q 6 各契約書に収入印紙は必要ですか。

A 6 契約内容によって、収入印紙が必要と考えられます。

- ・選挙運動用自動車の使用に係る契約

①ハイヤー方式（一般運送契約）

「運送に関する契約書」にあたるため、1万円以上の契約の場合は収入印紙が必要となります。（印紙税法別表第一番号一の4）

②個別契約方式

候補者の指示及び責任において運行し、事業者等が主体となって運行していないこと、また、3か月以内の短期間契約であることから、収入印紙は必要ありません。

- ・選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に係る契約

「請負に関する契約書」にあたるため、1万円以上の契約金額のものは収入印紙が必要となります。（印紙税法別表第一番号二）

(2) 選挙運動用自動車の借入れ

Q7 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A7 公費負担の対象は、主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者1人につき1台のみが対象となります。

Q8 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションをつけた自動車を借りようと思いますが、オプション等の付帯料金は公費負担の対象となりますか。

A8 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となります。

なお、一般的に「基本料金」には、車両本体と保険保証（対人、対物等）の料金が含まれています。

したがって、別途、任意で契約する免責補償料や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリア等の装備品使用料等の付帯料金は、公費負担の対象となりません。

Q9 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めてレンタル料金として契約する場合、すべて公費負担の対象となりますか。

A9 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板等の取付けに係る料金は対象となりません。

看板等の取付けに係る料金等を含めて契約する場合は、車両本体と車両本体以外の費用を明示した有償契約をする必要があり、契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要です。

Q10 選挙運動期間前（告示日より前）から借入れした場合、全期間について公費負担の対象となりますか。

A10 公費負担の対象となる期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。選挙運動期間前の借入代金は公費負担の対象外となります。

なお、無投票となった場合は、立候補届出日の1日分が公費負担の対象となります。

Q11 選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れした場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A11 契約時に定めた借入期間を記載してください。選挙運動期間の前後の期間を含めて借入契約をした場合は、その契約期間を記載することになります。

ただし、公費負担の対象となる期間は選挙運動期間に限られているので、選挙運動期間の前後の期間は公費負担の対象となりません。

Q12 借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。

A12 公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。

したがって、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日の基本料金の合計額が公費負担の対象となります。（1日当たりの上限額は、16,100円）

Q13 月極（1か月）契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はいくらでしょうか。

A13 自動車借入れに係る公費負担制度は、1日当たりの借入金額に対し公費を負担する制度となっていることから、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にする必要があります。

しかし、1日当たりの借入金額を設定せずに月極契約をした場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの借入金額（16,100円を超える場合は、16,100円）について、選挙運動期間中に当該自動車を使用した日数を乗じて得た金額が公費負担の対象となります。

Q14 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の対象となりますか。

A14 候補者と生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。

(3) 選挙運動用自動車用燃料の供給

Q15 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。

A15 公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車 1 台のみであるため、その他の自動車の燃料代は公費負担の対象となりません。

Q16 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量や給油金額の記録はどのように行えばよいですか。

A16 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要となります。選挙運動用自動車に給油した際には、燃料給油業者から受け取った給油伝票（供給日、自動車登録番号（4 桁）、燃料供給量、燃料供給金額が記載されたもの）を必ず保管してください。

また、セルフ給油の場合でも給油伝票を作成してもらえよう、有償契約を締結する際に打合せしておく必要があります。

Q17 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社分とも請求できますか。

A17 請求できます。

ただし、2 社それぞれと燃料供給契約を締結していなければなりません。この場合、2 社の合計金額と上限額を比較して少ない方が公費負担額となります。

Q18 燃料供給の契約において、契約の届出と確認申請の両方が必要なのはなぜですか。

A18 契約の届出は、有償契約の締結か否かについて確認するものであり、確認申請は実際の供給にあたり、当該供給に係る費用が公費負担の上限額の範囲か否かを確認するためのものです。（契約の内容が単価契約の場合があり、契約の届出により確認申請を兼ねることはできません。）

なお、確認申請に基づく確認書は、燃料の供給業者が町から費用を受領することを保証するものです。

(4) 選挙運動用自動車の運転手の雇用

Q19 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか。

A19 候補者1人につき、1日1人に限り公費負担の対象となります。
(1日当たりの上限額は、12,500円)

Q20 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車について運転してもらった場合も、報酬はすべて公費負担の対象となりますか。

A20 運転手が実際に「選挙運動用自動車」を運転した日が公費負担の対象となります。選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

Q21 選挙運動期間以外の期間も含めて雇用契約をする場合、全期間について公費負担の対象となりますか。

A21 選挙運動期間中の運転のみが公費負担の対象となります。

Q22 運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。

A22 契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は、公費負担の対象となりません。

Q23 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A23 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。

同一の日に複数の運転手が運転業務を行う場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみが公費負担の対象となります。

《例1》運転手A 1日目～2日目(いずれも全日運転)

運転手B 3日目～5日目(いずれも全日運転)

→運転手Aは2日分、運転手Bは3日分が公費負担の対象になります。

《例2》運転手C 1日目～2日目(いずれも全日運転)、3日目(午前のみ運転)

運転手D 3日目(午後のみ運転)、4日目～5日目(いずれも全日運転)

→運転手C、運転手Dともに2日分が公費負担の対象となります。

3日目は、候補者が指定するいずれかの運転手が公費負担の対象となります。

Q24 法人と運転手派遣契約を締結した場合は、公費負担の対象となりますか。

A24 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と契約した場合は、公費負担の対象となりません。

なお、ハイヤー契約（一般乗用旅客自動車運送契約）の場合は、法人との契約が可能です。

Q25 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

A25 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族が自動車運転を業として行っている場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいいます。

(5) 選挙運動用ビラの作成

Q26 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとは、どのようなビラですか。

A26 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象となります。

《参考》公職選挙法

(文書図画の頒布)

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1)～(6) 略

(7) 町村の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 1,600 枚

Q27 選挙運動用ビラには規格等がありますか。

A27 選挙運動用ビラの規格等は、次のとおりです。

- ・規格：長さ 29.7 cm×幅 21 cm（A 4 版）以内、両面印刷可、2 種類以内
- ・枚数：〈町長〉5,000 枚 〈町議〉1,600 枚
- ・内容：特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）を記載する必要があります。
- ・証紙：頒布するビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q28 選挙運動ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A28 次の方法により頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

なお、ポスティング、郵送、街頭演説以外の場所での配付は認められていません。

Q29 選挙運動用ビラは、選挙運動期間中に頒布できますか。

A29 選挙運動用ビラの頒布は、選挙運動期間中に限定されます。

なお、ビラに貼付する証紙の交付は、町選挙管理委員会が立候補届出を受理したとき以降となります。

Q30 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すれば良いですか。

A30 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料等を按分するなどの方法が考えられます。

ただし、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、ビラとポスターを別々に契約することをお勧めします。

Q31 選挙運動用ビラの契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A31 「上限枚数×上限単価」で算出した金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められているため、全額を公費負担できない場合があります。

公費負担額は、実際の「作成枚数」及び「作成単価」を「上限枚数」及び「上限単価」とそれぞれ比較して、低い方をかけあわせた額となります。

《例》作成枚数 4,000 枚、作成単価 10 円で契約した場合の公費負担額

$$\begin{array}{rcccl} \text{上限枚数} & 5,000 \text{ 枚} & & & \\ \text{実際の作成枚数} & \underline{4,000 \text{ 枚}} & \times & \frac{\text{上限単価} \quad 7.73 \text{ 円}}{\text{実際の作成単価} \quad 10 \text{ 円}} & = 30,920 \text{ 円} \\ & (\text{低い方}) & & (\text{低い方}) & \end{array}$$

(6) 選挙運動用ポスターの作成

Q32 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。

A32 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「選挙運動のために使用するポスター」が公費負担の対象となります。

《参考》公職選挙法

(文書図画の頒布)

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1)～(4)の3 略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

Q33 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。

A33 選挙運動用ポスターの規格等は、次のとおりです。

- ・規格：長さ42cm×幅30cm以内
- ・枚数：公費負担の上限枚数は63枚

※選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場（42箇所）以外の場所に掲示することはありません。

- ・内容：特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）を記載する必要があります。

Q34 選挙運動用ポスターの作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A34 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります（金額や枚数に上限があります）。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q35 選挙運動用ポスターと併せて、名刺や選挙運動用はがき等の印刷物も一括して印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。

A35 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となります。

Q36 選挙運動用ポスターの契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A36 「上限枚数×上限単価」で算出した金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められているため、全額を公費負担できない場合があります。

公費負担額は、「上限枚数」と「実際の作成枚数」、「作成単価」と「上限単価」をそれぞれ比較して、低い方をかけあわせた額となります。

《例》作成枚数 80 枚、作成単価 1,500 円で契約した場合の公費負担額

$$\begin{array}{rcll} \text{上限枚数} & 63 \text{ 枚} & & \\ \text{実際の作成枚数} & 80 \text{ 枚} & \times & \text{上限単価} \quad 2,000 \text{ 円} \\ & (\text{低い方}) & & \text{実際の作成単価} \quad 1,500 \text{ 円} \\ & & & (\text{低い方}) \end{array} = 94,500 \text{ 円}$$

Q37 選挙運動用ポスターとイベント用ポスターを一括発注したため、デザイン料及び写真撮影費用について、公費負担対象分と対象外分を区分することが困難です。この場合、デザイン料及び写真撮影費用をどのように区分すればよいですか。

A37 例えば、同様のデザインで、サイズ規格等が同じである場合には、選挙運動用ポスターとイベント用ポスターそれぞれの作成枚数を用いて按分することなどが考えられます。

ただし、契約当事者間において、合理的な説明のできる方法で、公費負担対象分と対象外分を区分することが必要となります。

なお、このようなことを避けるために、公費負担対象分と対象外分を別々に契約することをお勧めします。